

公の施設【基本情報】

施 設 名	新潟市関屋地区公民館
所 管 部・課	新潟市中央公民館
所 在 地	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1
根 拠 法 令	教育基本法、社会教育法
設 置 条 例	新潟市公民館条例
施 設 概 要	敷地面積1,418㎡、建築面積516㎡、延床面積1,678㎡ 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 1階:集会室、和室 2階:事務室、講座室、保育室 3階:ホール、工作室、音楽室、調理実習室 ※2階に関屋地区図書室、浜浦ひまわりクラブを併設

施 設 の 設 置 目 的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 ， 方 針 等
1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策 基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実 2 上記1を踏まえた公民館事業の取組 (1)人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2)家庭における教育力向上の支援 (3)青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4)高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5)現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供